

大阪広域水道企業団公印管理規程等の一部を改正する規程を公布する。
令和 7 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第10号

大阪広域水道企業団公印管理規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団公印管理規程の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団公印管理規程（平成22年大阪広域水道企業団管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
(公印の印影の印刷) 第 6 条 公印の押印に代えて、公印の印影を原寸により又は縮小して印刷する必要があるときは、 <u>総務部総務課長（以下「総務課長」という。）</u> に合議の上、上司の決裁を受けなければならない。 2 (略) 別表（第 2 条関係） 別紙のとおり 様式第 4 号（第13条関係） <table><tr><td>公 印 廃 止 届</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>総務部総務課長</u> 様</td><td>(略)</td></tr></table>	公 印 廃 止 届	(略)	<u>総務部総務課長</u> 様	(略)	(公印の印影の印刷) 第 6 条 公印の押印に代えて、公印の印影を原寸により又は縮小して印刷する必要があるときは、 <u>総務課長</u> に合議の上、上司の決裁を受けなければならない。 2 (略) 別表（第 2 条関係） 別紙のとおり 様式第 4 号（第13条関係） <table><tr><td>公 印 廃 止 届</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>経営管理部総務課長</u> 様</td><td>(略)</td></tr></table>	公 印 廃 止 届	(略)	<u>経営管理部総務課長</u> 様	(略)
公 印 廃 止 届	(略)								
<u>総務部総務課長</u> 様	(略)								
公 印 廃 止 届	(略)								
<u>経営管理部総務課長</u> 様	(略)								

(大阪広域水道企業団行政文書管理規程の一部改正)

第 2 条 大阪広域水道企業団行政文書管理規程（平成22年大阪広域水道企業団管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 (略) (1) 部 大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 4 条に規定する <u>経営管理部、総務部、広域事業部及び水道事業部</u> をいう。	(定義) 第 2 条 (略) (1) 部 大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 4 条に規定する <u>経営管理部及び事業管理部</u> をいう。

(2)～(7) (略) (文書主任) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 文書管理者は、前項の規定により文書取扱者を指定したときは、当該文書取扱者の職名及び氏名を<u>総務部総務課長</u>(以下「総務課長」という。)に通知しなければならない。	(2)～(7) (略) (文書主任) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 文書管理者は、前項の規定により文書取扱者を指定したときは、当該文書取扱者の職名及び氏名を<u>経営管理部総務課長</u>(以下「総務課長」という。)に通知しなければならない。
---	---

(大阪広域水道企業団庁舎管理規程の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団庁舎管理規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)												
<table> <tr> <th>庁舎の区分</th><th>庁舎管理責任者</th></tr> <tr> <td>本部の庁舎</td><td><u>総務部長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	庁舎の区分	庁舎管理責任者	本部の庁舎	<u>総務部長</u>	(略)	(略)	<table> <tr> <th>庁舎の区分</th><th>庁舎管理責任者</th></tr> <tr> <td>本部の庁舎</td><td><u>経営管理部長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	庁舎の区分	庁舎管理責任者	本部の庁舎	<u>経営管理部長</u>	(略)	(略)
庁舎の区分	庁舎管理責任者												
本部の庁舎	<u>総務部長</u>												
(略)	(略)												
庁舎の区分	庁舎管理責任者												
本部の庁舎	<u>経営管理部長</u>												
(略)	(略)												
備考 (略)	備考 (略)												

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。